

2013年10月号 NEWS

山本拓ネットワーク

山本拓国会事務所

TEL. 03-3508-7282 FAX. 03-3507-8727

takunetwork@yamamototaku.jp

<http://yamamototaku.jp/>

自民党福井2区事務所

TEL. 0778-51-8834 FAX. 0778-51-8988

安倍総理は、法律の規定通り、来年4月から消費税率を5%から8%に引上げることを決断しました

【社会保障と税の一体改革が不可欠です】

わが国では急速に高齢化が進み、社会保障関係予算が急増。今後、社会保障給付費も膨大になっていく見通しです。社会保障給付費は1980年度で約25兆円、2000年度で約78兆円、2012年度で約110兆円と増加しており、2025年度（見通し）は約149兆円となっています。

私たちの生活の安心を確保するためには、社会保障制度の安定が不可欠です。このため、民主党政権下においても、自民・公明・民主の三党は、与野党の壁を乗り越えて社会保障と税の一体改革を協議し、昨年、消費税率引上げを柱とする「税制抜本改革法」が成立しました。

この度、安倍総理の決断により、法律の規定通り、来年4月から消費税率を5%から8%に引き上げることになりました。自民党は、社会保障制度改革を全力で進めていくとともに、景気の落ち込みを防ぐために必要な経済対策を実施していきます。

【もちろん消費税はすべて社会保障に使います】

国の消費税のすべての税収は、社会保障に充てられるよう、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第二条で「消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。」と決められています。

【社会保障の改革を着実に進めます】

昨年、自公民三党の合意を受け、社会保障関係の6本の法律（子ども・子育て支援法、認定こども園法改正法、年金機能強化法、被用者年金一元化法等）が成立し、すでに社会保障制度改革が進んでいます。

また、本年8月、社会保障制度改革国民会議から報告書が提出され、それを受けて10月の臨時国会において、改革を実行する工程（プログラム）を法律で定めることになっています。その後、それぞれの施策ごとにさらに必要となる法律を整備していく予定です。

消費税はすべて、子育て・医療・介護・年金に充てることになっていますが、それでも毎年1兆円も増え続ける社会保障費は賄い切れません。このため、社会保障制度改革の工程に沿って、制度の充実とともに、見直し・適正化を図ることが不可欠です。改革の主な内容は下記の通りです。

●社会保障の充実・適正化

◆ **少子化対策** 子ども・子育て支援新制度の実施、待機児童解消加速化プランの実施、社会的養護の充実等

◆ **医療制度** 医療サービス等の提供体制の強化、難病、小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立、医療保険制度の改革

◆ **介護保険制度** 介護保険制度の改革等

◆ **年金制度の改善** 遺族基礎年金の父子家庭への拡大等、年金を受給している低所得高齢者・障害者等への福祉的給付、老齢基礎年金の受給資格期間の短縮

●社会保障の安定化

基礎年金国庫負担の2分の1への引上げを恒久化にすること等により、社会保障制度を安定化させます。

【消費税率アップの影響を最小化するため、万全な対策を実施します】

消費税率引き上げの影響による経済の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げを図り、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとし、同時に、経済的弱者に配慮した政策を実施します。

◆ **5兆円規模の補正予算を編成** 競争力強化策の実施、高齢者・女性・若者向け施策の実施、復興、防災・安全対策の加速、東京オリンピックに向け交通・物流ネットワーク等の整備、住民税非課税の低所得者に1人当たり1万円を支給（うち年金受給者等には5,000円を加算）、低所得者の住宅購入時に最大30万円の現金を給付、被災地の方々には床面積×補助単価×3%の金額を還付

◆ **経済成長力の底上げを図るための税制措置** 先端設備を導入した企業の法人税を軽減する税制を創設、研究開発費を増やした割合に応じ法人税を軽減、耐震改修したホテル等施設の固定資産税を軽減、事業再編を促進させるための税制を創設、ベンチャー投資を促進するための税制を創設、中小企業投資促進税制の延長拡充、法人税の実効税率軽減の検討、給与総額を2%以上増やした企業の法人税を軽減、給与アップを前提に復興特別法人税の一年前倒し廃止を検討

【政治・行政・国会改革を進めます】

消費税率引き上げにあたっては、国民の皆さんに約束した、「議員定数の削減」及び「行政の無駄削減」など、不断の改革に努めます。

●消費税率引き上げにより、社会保障制度の充実・安定化と財政健全化を図ります。

●消費税率引き上げによる悪影響を排除し、「アベノミクス」を成功させます。

【国政報告】臨時国会10月15日～12月6日まで開会

第185回臨時国会が10月15日から12月6日まで開会の予定です。

今国会は先の通常国会で継続審査・廃案となりました右の表の法案を成立させるのに加え、新たに提出される予定の国家戦略特区関連法案、産業競争力強化法案、農山漁村再生可能エネルギー法案、農地中間管理機構（仮称）法案、社会保障制度改革に関する法案等を、53日間の会期で審議して成立させることとなります。

◆ 2013年通常国会（第183回）で継続・廃案となった法案（閣法）

安全保障会議（NSC）設置法案	再生医療安全確保法案
テロ資金提供処罰法改正法案	電気事業法改正法案 ※
自動車運転死傷行為処罰法案	独占禁止法改正法案
生活保護法改正法案 ※	海賊海域日本船舶警備法案 ※
生活困窮者自立支援法案 ※	自衛隊法改正法案
薬事法改正法案	消費者被害回復民事裁判手続法案

◆ ※ 通常国会で廃案になった法案

福島第一原発の汚染水問題 国が前面に立ち対策強化！ 国直轄事業も検討

相次ぐ汚染水問題の発覚・深刻化を受け、私が会長を務めます自民党資源・エネルギー戦略調査会は、党経済産業部会と合同会議を開き、汚染水に関する議論を行いました。その中で、事故発生時からの民主党政権の対応について検討したところ、東京電力と当時の政府が一体で行った事故収束対応において、民主党政権は東京電力に対して必要な安全確認を怠っていたことが明らかになりました。

資エネ調査会と経産部会の合同会議は、原子力災害対策本部が今年9月3日に発表した「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」について評価するとして一方、民主党政権のような過ちを繰り返してはならないとし、同月4日に基本方針に関して決議を行い、11日の党政調審議会の承認を経て、同月13日に官房長官へ決議の申入れを行いました。決議の内容は右のとおりです。

国が前面に立つ以上、国が責任を持って対処するために国が直轄事業として汚染水対策ができる法的な枠組み(特措法等)等も今後検討してまいります。

【決議事項1】「国が前面に出て必要な対策を実行していく場合において、国と東京電力、とりわけ経済産業省と原子力規制委員会と東京電力の責任分担及び指揮命令系統を明確化すること。」

【決議事項2】「基本方針における「従来のような逐次的な事後対応ではなく、想定されるリスクを広く洗い出し、予防的かつ重層的に、抜本的な対策を講じる」という点につき、国内外の英知を結集して、速やかに具体的な内容を明らかにし、スピード感を持って実行すること。」

【決議事項3】「海側遮水壁等の計画等、既に進められている汚染水対策の工程の迅速化を図ること。」

【決議事項4】「福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業の過程において、二度と高濃度の汚染水を発電所の敷地外に出さないことが、国の最優先課題であるという認識で対応すること。」

農林漁業者等の6次産業化推進支援

■農水省は、六次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が、当該事業計画を推進するために必要な農林水産物の加工・販売のための機械・施設、生産機械・施設等の整備を支援するとともに、広域で取り組む6次産業化ネットワークによる取組に必要な大規模な加工施設等の整備を支援します。

■補助対象事業者：法認定を受けた農林漁業者団体、農林漁業者団体等と連携する中小企業者。

■補助対象施設：農林漁業者団体への支援は①農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設、②農林水産物の生産のために必要な施設。農林漁業者団体と連携する中小企業者への支援は③食品等の加工・販売のために必要な施設。

■補助率：補助対象事業費の1/2以内。

■応募期限：2013年10月28日(月)17時必着。

独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金

■エネ庁(補助事業者：(一社)新エネルギー導入促進協議会)は、計画に基づいて実施される自家消費向けの再生可能エネルギー発電システム(太陽光、風力、水力等)等の設備導入であって、要件を満たす事業(「固定価格買取制度」で定める設備認定を受けない再生可能エネルギー発電システム他)に対し、設備導入費の一部を補助します。

■補助対象事業者：地方公共団体、非営利民間団体、社会システム枠(民間事業者と地方公共団体の連携)、防災拠点用蓄電池提供枠。

■補助額：補助対象経費の1/2以内(上限4千万円。併せて蓄電池を設置する場合は6千万円。)

■普及啓発事業(補助対象外)を実施する必要あり。

■応募期限：2013年11月29日(金)17時必着。

ものづくり小規模事業者等の人材育成を補助

■中企庁(事務局：サンヴァーテックス株式会社)は、国の認定する優れた技術・技能を有する指導者の行う講習を受講による人材育成を図る小規模事業者等を募集します。

■補助対象事業者：ものづくり小規模事業者等のうち、中長期的に社内の人材育成の計画を有する者であって、その製造現場で働く中核人材(※)に指定する講習等を受講させる者。 ※中核人材：製造現場において概ね5年以上の経験を有する者で、現在又は近い将来、社内での人材育成に従事する者。

■補助率は2/3以内。1講習1人あたりの上限額は50万円。1社からの1講習あたりの補助対象者上限数は3人。補助対象経費は受講料、旅費及び宿泊費。

■2013年11月開始の講習は10月11日、12月開始は11月11日、2014年1月以降開始は12月11日が締切。

地域需要創造型等起業・創業を補助

■中企庁(執行団体：(独)中小企業基盤整備機構)は、地域における需要の創出、取り込みや中小企業・小規模事業者の活力回復・向上による経済の活性化を目的に、起業・創業、第二創業を行う者に創業事業費等に要する経費の一部を補助します。

■対象者：地域需要創造型起業・創業を行う者、事業引継ぎの場合等に業態転換や新事業に進出を行う第二創業者、海外需要獲得型起業・創業を行う者。

■補助対象経費：専門家との顧問契約のための費用や広告費等、創業及び販路開拓に必要な経費。

■補助率：2/3(地域需要創造型は200万円、第二創業は500万円、海外需要獲得型は700万円が上限。)

■応募期限：2013年12月24日(火)必着。10月21日(月)受付までは先行して審査。